

新・地方公共団体実行計画マニュアル策定の検討に当たっての方向性(論点案)

1. 計画策定の背景、意義

- 特に地方公共団体に期待されることは何か。
- 国、都道府県、政令市・中核市・特例市、その他市町村の役割分担はどうあるべきか。
- 今回義務化された団体以外の市町村の策定を促進する工夫はあるか。

2. 温室効果ガスの現況推計

- 政令市・中核市・特例市向けに、自地域の対策・施策効果の把握が可能など地域特性を考慮した推計手法の提案をすべきではないか。
- 年度毎に進捗点検を行うことも踏まえ、地方公共団体の職員が使い勝手の良い推計手法を提案すべきではないか(3. も同じ)。

3. 温室効果ガスの将来推計

- 部門間相互の関係を考慮し、地域経済マクロモデルを活用した将来推計手法など適切な将来推計方法を提案すべきではないか。

4. 計画目標のあり方

- 京都議定書第1約束期間に加え、低炭素社会の構築の必要性を踏まえ、計画期間をどう推奨すべきか。
- 目標設定のあり方はどう推奨すべきか。
 - 地域間の比較を容易にするためにある程度統一的な目標設定を推奨すべきか。それとも、地域特性に応じた柔軟な目標設定を推奨すべきか。
 - トップダウン方式、ボトムアップ方式(対策効果の積み上げ)の双方の特性を整理し、それぞれの設定方法を示すべきではないか。
 - 総量目標、部門別目標、原単位目標、事業量目標等のそれぞれの評価指標の活用について

5. 温室効果ガスの排出抑制等の対策・施策

- 特に、法律に列記されている義務的記載事項 4 項目(※1)について
 - 地方公共団体の職員等の参考のために、幅広く事例・データ等をリストアップすべきではな

いか。

- 費用対効果、他団体への適用可能性、温室効果ガス削減量等の様々な観点から、優良事例を紹介すべきではないか。また、それら優良事例を広める工夫はあるか。
- 地域の自然的社会的条件に応じた対策・施策とするための工夫は何か、どのような視点が必要か。

■ 義務的記載事項以外の対策・施策で期待されるものはあるか。

■ 対策・施策を着実に実施していくための資金メカニズムや創意工夫としてはどのようなものが考えられるか。

※1 義務的記載事項 ・太陽光、風力その他の自然エネルギー導入の促進に関する事項
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制活動の促進に関する事項
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善に関する事項
・循環型社会の形成に関する事項

6. 関連する施策との連携について

■ 法律上明記されている都市計画、農業振興地域整備計画(※2)に加え、公害防止計画、廃棄物処理計画、環境教育等の環境関連施策との具体的な連携策を検討すべきではないか。

■ 上記のほか、関連施策には何があるか。

■ 関連施策との相乗効果を図る上で重要な視点は何か。

※2 地球温暖化対策推進法（抄録）

第20条の3 （略）

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

7. 計画推進体制等について

■ PDCAサイクルに配慮した行政内部の推進体制を示すべきではないか。

■ 地方公共団体実行計画協議会(※3)の効果的な活用方法を示すべきではないか。

■ 市民も参画して策定されるケースも多いと想定されるが、市民にもわかりやすいマニュアルとする工夫はあるか。

※3 地方公共団体実行計画協議会…実行計画を策定しようとする都道府県及び政令市等、関係行政機関、温暖化防止活動推進員、温暖化防止センター、事業者、住民、学識者等からなる協議会。